

令和 8 年第 10 回会津若松市農業委員会 総会議事録

- 1 日 時 令和 8 年 9 月 25 日（金）午前 9 時 30 分
- 2 場 所 会津若松市役所 河東支所 2 階大会議室
- 3 委 員 農業委員 19 名
農地利用最適化推進委員 18 名
- 4 出席した農業委員 18 名

1 番委員	小檜山 寿範	2 番委員	相原 孝志	3 番委員	梶内 徳仁
4 番委員	長谷川 泰道	5 番委員	中島 吉郁	6 番委員	大竹 吉弘
7 番委員	春日部 一視	8 番委員	大堀 千守		
10 番委員	大島 光信	11 番委員	庄司 遼	12 番委員	二瓶 正貴
13 番委員	多田 善信	14 番委員	渡部 一夫	15 番委員	佐野 和枝
16 番委員	武田 久美子	17 番委員	佐々木 隆夫	18 番委員	渡邊 直也
19 番委員	渡部 政美				

出席した農地利用最適化推進委員 18 名

1 番委員	武藤 寿朗	2 番委員	橋本 邦生	3 番委員	高橋 亘
4 番委員	小林 忍	5 番委員	佐藤 一雄	6 番委員	佐藤 茂
7 番委員	五十嵐 博幸	8 番委員	丸田 保男	9 番委員	鈴木 雄一
10 番委員	渡部 好昭	11 番委員	小島 博行	12 番委員	渡部 義勝
13 番委員	田代 新一	14 番委員	長尾 好章	15 番委員	高橋 一浩
16 番委員	渡部 政治	17 番委員	高橋 一美	18 番委員	渡部 裕末

- 5 欠席した農業委員 1 名

9 番委員	荒井 重隆				

欠席した農地利用最適化推進委員 0 名

- 6 出席した事務局職員

事務局長	生江 隆	事務局次長	加藤 高弘	主任主査	田中 文恵
主事	三崎 由香里				

- 7 出席した執行機関職員 なし

--	--	--	--	--	--

議長（会長）	只今より、会津若松市農業委員会令和8年第10回総会を開会いたします。 本日、出席の農業委員は18名でありまして、定足数に達しております。 また、総会会議規則第18条の規定により出席を求めたところ、農地利用最適化推進委員の出席は18名であります。 次に、本日の会議日程について申し上げます。 日程については、あらかじめ印刷の上、申し上げているとおりであります。ご了承願います。
議長（会長）	次に、本日の議事録署名委員の指名を行います。 署名委員については、総会会議規則第21条第2項の規定により私からご指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。 （異議なしの声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認め、ご指名申し上げます。 農業委員4番、長谷川 泰道 委員、同じく6番、大竹 吉弘 委員、以上2名の方をご指名申し上げます。
議長（会長）	それでは議事に入ります。 はじめに、議案第38号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とし、事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局	総会資料の2、3ページをお開きください。 議案第38号、農地法第3条の規定による許可申請についてであります。 この案件は、農地法第3条第1項の規定による許可申請書を受理したことから、同条同項の規定により、農業委員会の議決を求めるものです。説明は以上です。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。 次に、各提出案件について、各班担当委員の調査報告を求めます。 まず、旧市・一箕・東山班担当委員より1番について報告願います。
（農業委員17番） 佐々木 隆夫 委員	農業委員17番、佐々木より、議案第38号の1番について報告いたします。 申請内容は、議案書記載のとおりであります。 1番の案件は、農業者への売買による所有権の移転について、許可しようとするものです。 なお、現地調査は、9月17日正午から、旧市・一箕・東山班委員2名が、農地法第3条第2項各号の要件に照らし調査した結果、異議ないものと認められましたので報告いたします。
議長（会長）	次に、神指班担当委員より2番について報告願います。
（農業委員5番） 中島 吉郁 委員	農業委員5番、中島より、議案第38号の2番について報告いたします。 申請内容は、議案書記載のとおりであります。 2番の案件は、新規就農者への賃借権の設定について、許可しようとするものです。 なお、現地調査は、9月20日午前9時から、神指班委員3名が、農地法第3条第2項各号の要件に照らし調査した結果、異議ないものと認められまし

	たので報告いたします。
議長（会長）	次に、荒井班担当委員より3番について報告願います。
（農業委員8番） 大堀 千守 委員	農業委員8番、大堀より、議案第38号の3番について報告いたします。 申請内容は、議案書記載のとおりであります。 3番の案件は、農業を営む法人への売買による所有権の移転について、許可しようとするものです。 なお、現地調査は、9月15日午後2時から、荒井班委員3名が、農地法第3条第2項各号の要件に照らし調査した結果、異議ないものと認められましたので報告いたします。
議長（会長）	最後に、川南班担当委員より4番と5番について報告願います。
（農業委員13番） 多田 善信 委員	農業委員13番、多田より、議案第38号の4番と5番について報告いたします。 申請内容は、議案書記載のとおりであります。 4番と5番の案件は、農業者への売買による所有権の移転について、許可しようとするものです。 なお、現地調査は、9月15日午後2時から、川南班委員3名が、農地法第3条第2項各号の要件に照らし調査した結果、異議ないものと認められましたので報告いたします。
議長（会長）	各班担当委員からの調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等はございませんか。 （ありの声あり）
（推進委員15番） 高橋 一浩 委員	はい、議長
議長（会長）	はい、推進委員15番 高橋 一浩 委員
（推進委員15番） 高橋 一浩 委員	2番の目的が新規就農となっておりまして、取得する方の職業等で農業となっていますが、これは取得して農業になったのか、それとも前からだったのか、そのあたりの理由を教えてくださいませんか。
議長（会長）	事務局からお願いします。
農業委員会事務局	それでは、事務局から説明させていただきます。 この方につきましては、農政課の新規就農の取組みの中の一環ということで、行わせていただいているものでございまして、現在は、知人の農家の方と一緒に、畑で作物を作られているという状況でございます。 農政課の、新規就農相談の中で、自ら借主となって、新たな新規就農という形で、賃貸借を行いたいというお話がありまして、このような申請となっております。 この方は、将来的には、そこで作られた作物で、レストランを開くということを目標にされていらっしゃるということでございます。
（推進委員15番） 高橋 一浩委員	では、もう農業をされているということなんですね。

農業委員会事務局	はい、新規就農者としては、現在相談をしながら行っているということで、農業をされているという形でございます。
(推進委員 15 番) 高橋 一浩委員	了解いたしました。
議長（会長）	よろしいですか。その他、何か質問等はございませんか。 （なしの声あり）
議長（会長）	それではお諮りいたします。議案第 38 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については、これを原案のとおり、許可と決することにご異議ございませんか。 （異議なしの声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 38 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については許可するものと決せられました。
議長（会長）	次に、議案第 39 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題とし、事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局	総会資料の 4 ページをお開きください。 議案第 39 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてであります。 この案件は、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書を受理したことから、同条同項の規定により、農業委員会の議決を求めるものです。説明は以上です。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。 次に、本件については、農地部会及び旧市・一箕・東山班、大戸班の各担当委員との合同調査となっておりますので、農地部会から調査報告を求めます。
農地部会長 (農業委員 14 番) 渡部 一夫 委員	農地部会より、報告いたします。 申請内容は、議案書記載のとおりであります。 まず、議案 39 号の 1 番につきましては、今まで使用していた駐車場の賃貸借契約が更新できなかったため、業務継続のため新たに駐車場の整備を計画するものです。 農地区分は、第 2 種農地の、その他に該当することから、許可可能なものであります。 現地調査につきましては、9 月 17 日、午前 9 時から、農地部 3 名、旧市・一箕・東山班委員 2 名、事務局 1 名の計 6 名で実施した経過にあり、農振法は手続き不要、都市計画法及び土地改良区は協議済みであり、転用目的実現の確実性など、許可要件の一般基準に照らし、異議ないものと確認しました。 次に、議案 39 号の 2 番についてでありますが、内容については、住宅敷地に駐車スペースはあるものの、狭隘で家族や来客用のスペースが無いこと、特に、冬季間は積雪のため、駐車スペースも無くなることから、隣接している土地と合わせて、駐車場と雪捨て場の確保を図るものです。

農地部会長 (農業委員 14 番) 渡部 一夫 委員	農地区分は、第 2 種農地の、その他に該当することから、許可可能なものであります。 現地調査につきましては、9 月 17 日、午前 9 時 40 分から農地部 3 名、大戸班委員 2 名、事務局 1 名の計 6 名で実施した経過にあり、農振法・都市計画法は手続き不要、土地改良区は協議済であり、事業達成の確実性など許可要件の一般基準に照らし、異議ないものと認められましたので、以上報告いたします。
議長（会長）	農地部会の調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等はございませんか。 （なしの声あり）
議長（会長）	それではお諮りいたします。議案第 39 号、農地法第 5 条の規定による許可申請については、これを原案のとおり、許可と決することにご異議ございませんか。 （異議なしの声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 39 号、農地法第 5 条の規定による許可申請については、許可するものと決せられました。
議長（会長）	次に、議案第 40 号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてを議題とし、事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局	総会資料の 7 ページをお開きください。 議案第 40 号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてであります。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項において、市町村が農用地利用集積等促進計画案を定めようとするときは、当該市町村の長は農業委員会に意見を聴くものと規定されており、令和 8 年 8 月 31 日付け、8 農政第 818 号にて会津若松市長より意見を求められております。 8 ページをご覧ください。 詳細な内容は、議案書記載のとおりであり、農地中間管理権の新規設定が 3 件、対象となる地域計画のエリアは、門田、大戸の 2 地区となっております。 続きまして、9 ページをご覧ください。 農地中間管理権の再設定が 1 件となります。エリアの内訳につきましては、湊地区になります。詳細な内容は、議案書記載のとおりであります。説明は以上です。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。 それでは、湊、門田、大戸の各班担当委員において事前確認を行った際に、要件を満たさないおそれのある場合には報告願います。 （なしの声あり）
議長（会長）	次に、本件全体について、ご質問等はございませんか。 （なしの声あり）
議長（会長）	それではお諮りいたします。議案第 40 号、農用地利用集積等促進計画案に

議長（会長）	関する意見については、貸付相手方に関する要件を満たしていることを確認の上、意見なしとして回答することにご異議ございませんか。 （異議なしの声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 40 号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見については、異議のない旨を回答することといたします。
議長（会長）	次に、議案第 41 号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更についてを議題とし、利用集積推進部会の説明を求めます。
利用集積推進部 会長 （農業委員 12 番） 二瓶 正貴 委員	議案第 41 号、農地等の利用の最適化に関する指針の変更について、利用集積推進部会よりご説明いたします。 議案 10 ページ及び別紙 1 をご覧ください。 まず、農地等の利用の最適化に関する指針につきましては、農業委員会等に関する法律第 7 条により、農業委員会は、農地等の最適化の推進に関する目標や方法について定め、公表しなければならないと規定されており、農地等の状況に応じた内容の変更については、市が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想等を踏まえ、委員等の改選年に行っております。 これまで、利用集積推進部会及び遊休農地部会において検討し、取りまとめた変更案について今回ご審議いただくものです。 別紙 1 をご覧ください。 まず、1 ページ下段「1 遊休農地の解消について」ですが、8 月 6 日に開催した遊休農地対策部会において検討いただき、(1) 遊休農地の解消目標における数値を変更しました。 遊休農地は、新たに発生する面積もあれば、解消される面積もあり、毎年の変動面積を予想することは困難なことから、全農地に占める遊休農地の割合を 0.4%程度の水準で推移するものとして、新たな数値目標を掲げたものです。 なお、今年度は、長年保留してきた再生困難な農地を非農地判断する計画ではありますが、今後行われる正確な面積の集計と遊休農地対策部会の確認・検討を経て総会への上程は 11 月を予定していることから、今年度末の遊休農地面積には反映していないことを申し添えます。 続いて、2 ページ下段「2 担い手への農地利用の集積・集約」についてであります。 利用集積推進部会において検討し、(1) 担い手への農地利用集積目標における数値を変更しました。 令和 8 年 3 月の実績は農地面積 6,480ha に対し、集積面積 4,437.4ha、集積率は 68.5%となりました。 これを基準とし、国から示される農地面積の減少幅が、毎年 20ha 程度であることから、毎年農地面積を前年のマイナス 20ha 程度で想定するとともに、集積面積の上昇要素として、圃場整備実施地区や計画地区があることから、これらによる集積の進展を加味し、3 年後となる令和 11 年 3 月の目標は、農地面積 6,420ha に対し集積面積 4,757.4ha、集積率は 74.1%、10 年後となる令和 18 年 3 月には農地面積 6,320ha に対し集積面積 5,287.4ha、集積率を 83.7%としたところです。 なお、現行の指針にある集積目標と比較し、変更後の指針における集積率

利用集積推進部 会長 (農業委員 12 番) 二瓶 正貴 委員	については、やや緩やかな上昇となっておりますが、昨年度に市が定めた、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に定める、令和 13 年度末の集積率 79%を考慮したものとなっております。 次に、3 ページ中段「3 新規参入の促進」についてであります。 現行では、農業委員会が独自に把握していた、平成 26 年度経営開始の新規就農者の数値を基本に目標を設定しておりましたが、担い手への農地利用集積目標と同様に、市が定めた、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に定める新規就農者の目標件数が、年間 8 人以上であることを踏まえ、認定新規就農者やこれに準じる新規就農者等 8 名のほか、農地法第 3 条の下限面積要件の撤廃により農地の所有権を取得する新規就農者も毎年 3 名程度あるものと見込み、(1) 新規参入の促進に係る目標数値を設定・変更しました。 併せて、かっこ書きの経営面積についても、認定新規就農者やこれに準じる新規就農者等が毎年 8 名で 4.0ha の増加、農地法第 3 条の下限面積要件の撤廃により農地の所有権を取得する新規就農者は毎年 3 名、0.3ha の増加とし設定したところです なお、現行の指針と比較して、文字のフォントやポイント数を読みやすいものに変更したほか、現行の利用権の記載について、すでに廃止された利用権設定等促進事業との混同が懸念されることから、文言の整理を行っておりますことを申し添えます。 この内容でご了承いただきましたら、第 26 期の農業委員会の活動目標として決定し、公表していきたいと考えております。説明は以上です。
議長 (会長)	利用集積推進部会の説明が終わりました。 本件について、ご質問等はございませんか。 (なしの声あり)
議長 (会長)	それではお諮りいたします。議案第 41 号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針については、原案のとおり変更することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議長 (会長)	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 41 号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針については、原案のとおり変更するものと決せられました。
議長 (会長)	次に、議案第 42 号、令和 9 年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書案についてを議題とし、利用集積推進部会の説明を求めます。
利用集積推進部 会長 (農業委員 12 番) 二瓶 正貴 委員	総会資料の 11 ページをお開き願います。 議案第 42 号、令和 9 年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書案についてご提案申し上げます。 この案件は、農業委員会等に関する法律第 38 条第 1 項の規定に基づく意見書を、会津若松市長に対して提出しようとするものであり、これまで、役員会や全員協議会において意見を頂戴しながら、利用集積推進部会及び遊休農地対策部会にて協議してきた経過にあり、本日、別紙 2 のとおり上程しますので、ご審議方よろしく願います。 なお、本総会で議決をいただければ、10 月 15 日に会津若松市長に対し意見

議長（会長）	書を提出、市議会議長にも意見書の具現化について支援を要請する予定となっております。提案理由の説明は以上であります。 利用集積推進部会長の説明が終わりました。 本件について、ご質問等はありませんか。 （なしの声あり）
議長（会長）	それではお諮りいたします。議案第 42 号、令和 9 年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書については、原案のとおり決定し、市長及び市議会議長に提出することにご異議ございませんか。 （異議なしの声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 42 号は、原案のとおり提出するものと決せられました。
議長（会長）	なお、市長への意見書の提出につきましては、利用集積推進部会長より報告がありましたとおり、10 月 15 日に役員で対応してまいります。 また、農業情勢等の変化により、意見書の表現内容に係る軽微な修正については、私にご一任くださるよう了承方お願いいたします。
議長（会長）	次に報告に移ります。 報告第 32 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について、 報告第 33 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理について、 報告第 34 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理については、一括して事務局から報告願います。
農業委員会事務局	総会資料の 12、13 ページをお開きください。 報告第 32 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理についてであります。届出の詳細は、議案書に記載のとおりであります。これらの 9 案件につきましては、すべて相続により権利を取得したものであり、届出内容について審査した結果、受理相当と認めたものです。 次に、総会資料の 14 ページをお開きください。 報告第 33 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理についてであります。 届出の詳細は、議案書に記載のとおりであり、書類審査の結果、受理相当と認めたものです。 なお、備考欄の留意事項のとおり都市計画法上の意見が付されております。 次に、総会資料の 16 ページをお開きください。 報告第 34 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理についてであります。 届出の詳細は、議案書に記載のとおりであり、書類審査の結果、受理相当と認めたものです。 なお、備考欄のとおり下段の留意事項として都市計画法並びに建築基準法上の意見が付されております。 以上、報告第 32 号から第 34 号については、市農業委員会処務規則第 7 条第 1 項により事務局長が専決処分し、同条第 2 項により報告するものです。

議長（会長）	報告は以上です。 報告第 32 号から第 34 号については、報告のとおりご了承願います。 以上で、本日の会議日程は全部終了いたしましたので、これにて閉会いたします。 （午前 9 時 57 分閉会を宣言する）
--------	--

この議事録は、事実と相違ないことを認め、署名する。

令和 8 年 9 月 29 日

会津若松市農業委員会会長 渡 部 政 美

農業委員 4 番 長谷川 泰 道

農業委員 6 番 大 竹 吉 弘